

つちはし事務所通信

4

April 2014



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2014年4月1日

最新情報

労働移動支援助成金として「受入れ人材育成支援奨励金」を創設

本年3月1日から、雇用保険二事業の助成金の一つである労働移動支援助成金について拡充が図られ、従来からある再就職支援奨励金に加え、新たに「受入れ人材育成支援奨励金」が創設されました。

労働移動支援助成金

再就職支援奨励金	受入れ人材育成支援奨励金〔新設〕
離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者等に委託等して行う事業主を助成	離職を余儀なくされた労働者を雇い入れ訓練を行う事業主を助成→以下でポイントを紹介

受入れ人材育成支援奨励金のポイント

1 主たる支給要件

次のすべての措置をとることが必要です。

① 対象労働者を次のア～ウのいずれかにより受け入れること。

ア 雇用対策法に基づく再就職援助計画等の対象者を離職日から1年以内に期間の定めがない労働者として雇い入れる。

イ 移籍により、移籍元事業主における離職日から6か月以内に期間の定めがない労働者として受け入れる。

ウ 在籍出向により受け入れた上で、受入れの日から6か月以内に、移籍に切り換えて期間の定めのない労働者として受け入れる。

② 職業訓練計画を作成すること。

③ 職業訓練計画を含めた申請書類を管轄の労働局に提出し、訓練開始前に認定を受けること。

④ 職業能力開発推進者を選任すること。

⑤ ③により認定を受けた計画に基づき、対象者の雇入れた日(又は受入れた日)から1年以内に訓練を開始すること。

⑥ 訓練実施期間中に対象者に対し賃金を支払うこと。

2 支給額

訓練の種類に応じて、1つの職業訓練計画について支給対象者1人当たり下表の支給額の合計がまとめて支給されます。ただし、1年度1事業者あたり5,000万円を上限とします。

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間あたり 800円
	訓練経費助成	実費相当額 上限 30万円
OJT	訓練実施助成	1時間あたり 700円

この拡充は、「失業なき労働移動の実現」を目指す政策を具体化したものです。詳細や他の助成金の情報を知りたいときは、気軽にお声掛けください。



国民年金・厚生年金保険などの公的年金の額について、平成 26 年度においては、平成 25 年度末と比べ 0.7%引き下げることとされました。

〔解説〕

平成 11 年～13 年までの間において、物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも 2.5%高い水準(特例水準)で支給が行われていることについて、平成 24 年 11 月に成立した改正法の規定に基づき、特例水準を引き下げることにより、段階的に解消を行うこととされました。

平成 26 年度の年金額については、段階的解消の規定による特例水準の引き下げ幅が 1.0%とされていましたが、賃金の指数の上昇により、本来水準の改定の基準がプラス 0.3%となったため、その引き下げ幅が 0.7%とされました(若干緩和)。



◆◆特例水準の解消と平成 26 年度の年金額◆◆

特例水準の解消(=実際の支給額の引き下げ)は、現役世代の負担等を考慮して、平成 25 年 10 月分から実施されたものです。3回にわたる引き下げが計画されていますが、今回は2回目にあたります(3回目は、平成 27 年度で 0.5%引き下げ予定)。標準的な老齢年金の年金額について、月額換算した額で解消の推移を見てみましょう。

<解消の推移〔特例水準による老齢年金の年金額(月額換算)について〕>

	平成 25 年 4 月 ～平成 25 年 9 月	平成 25 年 10 月 ～平成 26 年 3 月 (1 回目の引き下げ)	平成 26 年度 (2 回目の引き下げ)
国民年金(老齢基礎年金〔満額〕: 1 人分)	月額 65,541 円	月額 64,875 円	<u>月額 64,400 円</u>
厚生年金(夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額*)	月額約 230,940 円	月額約 228,591 円	<u>月額約 226,925 円</u>

〔補足〕厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬 36.0 万円)で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

今回の引き下げでは、本来 1%の引き下げ幅が 0.7%になりましたので、当初の試算額よりは若干多くもらえることとなります。3回目の引き下げ率は 0.5%が予定されていますが、これも賃金の上昇率によっては変わる可能性があります。1年後の賃金上昇率が気になるところです。

年金に関してご質問がある方は、お気軽につちはし事務所までご連絡ください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆先月号でもお知らせしたとおり、平成 26 年 3 月より介護保険料率が 1.55%から 1.72%へ引き上げられています。社会保険料を当月控除している事業所は 3 月分給与から、翌月控除している事業所は 4 月分給与から新保険料率に変更となりますので、給与計算時にはお気を付けください。

☆今年も、「年度更新」と「算定基礎届」のシーズンやってきました。平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの賃金台帳を預かり、1 年間の労働保険料の計算を行う年度更新手続き。平成 26 年 4 月から 6 月までの賃金を平均して平成 26 年 9 月から 1 年間の社会保険料を決定する「算定基礎届」。どちらも賃金台帳をお預かりして保険料を算出する仕事であると同時に、保険の適用がもれていないか、保険料の控除が正しい額か、などなど様々なチェックもさせていただきます。いわば、賃金台帳の定期健康診断。今年も賃金台帳と、出勤簿等のご用意をお願いいたします。

☆新年度を迎えて、雇用保険法や助成金など法改正や制度改正が続々。ただ、現時点では国会での審議中のものが多く、今月号には間に合いませんでした。今後順次、法律の成立を待ってお知らせしますが、新聞報道等にもご注目ください。